

改正

平成28年3月10日要領第1号

平成28年9月26日要領第4号

平成30年12月28日要領第6号

平成31年3月25日要領第3号

令和4年6月30日要領第3号

令和5年3月31日要領第4号

令和7年3月31日要領第2号

遠別町起業化支援事業公募要領

1. 事業の目的

起業に向けた取組を支援するため、起業時における開業経費等の必要な経費の負担を軽減することにより、新たな起業への取組及び中小企業の進出を奨励し、地域経済の活性化を図る。

2. 応募対象となる事業

遠別町内に事業拠点を設け、新規に事業を開始し、製品の製造及びサービス等を提供する事業とし、農業、林業、漁業、金融・保険業、公務及びこれに類する事業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可を受けることができない事業を除く。

3. 応募者の要件

事業主体として応募できる者（個人又は法人（以下「事業者等」という。））は、町内において起業を予定している者又は町外の中小企業が町に支店等の事業拠点を設ける場合とする。ただし、次のいずれかに該当する者は応募することはできない。

- （1） 別表1に定める事項を滞納している者及び不納欠損処分を受けた場合はその処分の日から3年を経過していない者がいる世帯に属する者
- （2） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （4） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつ

て暴力団又は暴力団員を利用している者

- (5) 暴力団員又は暴力団に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 町の工事及び受託事業のみで新たに拠点を設ける個人または法人
- (8) 法人の役員等が第2号から第6号までのいずれかに該当する者
- (9) その他町長が適当でないと認めた者

4. 応募方法等

応募しようとする事業者等は、別に定める日までに以下の関係書類を作成し、遠別町役場まちづくり推進課に8部（正本1部、副本7部）提出することとする。

なお、過去に認定を受けた同一事業者等の再度の同一計画についての応募はできないこととする。

- (1) 遠別町起業化支援事業認定申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) その他町長が必要と認める書類

5. 審査委員会

事業の認定を行うための審査機関として、遠別町起業化支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会は、前項の規定により提出された書類について審査し、認定が適当と認められる事業を選考する。なお、審査委員会の組織及び運営については別に定める。

6. 認定方法等

応募のあった事業計画の採否については、審査委員会において、別表2の審査基準を基にヒアリングを行い、その結果を受けて町長が予算の範囲内で補助対象事業を認定し決定する。なお、認定結果については、応募者あてに通知する。

7. 認定後の手続と事業の実施

町から認定通知を受けた事業者等は、別に定める遠別町起業化支援事業補助金交付要綱に基づき、速やかに必要書類を提出し、適正な事業実施をすることとする。

8. 成果の発表等

町長は補助事業に係る事業の操業状況及び雇用状況等についての報告を求めることができることとする。また、町長は必要に応じて成果等の発表を行わせることができることとする。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成28年3月10日要領第1号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月26日要領第4号）

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年12月28日要領第6号）

この要領は、平成31年1月7日から施行する。

附 則（平成31年3月25日要領第3号）

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月30日要領第3号）

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日要領第4号）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日要領第2号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

町税等	個人法人町民税
	固定資産税
	軽自動車税
	国民健康保険税
	後期高齢者医療保険料
	介護保険料
公共料金等	上下水道使用料
	公営住宅使用料
	保育料
	学校給食費
	診療所診療費
その他、町に納付又は納入すべき金銭	

別表 2

遠別町起業化支援事業に関する審査基準

(審査方法)

- ・審査は、申請者からのヒアリング（プレゼンテーション審査）で実施する。
- ・評価項目ごとに5段階による得点方式とする。点数は、審査員が申請案件ごとに採点表に記入する。

5	4	3	2	1
非常に良い	良い	普通	あまり良くない	良くない

(採点方法)

- ・申請者1人ずつの合計点数を採点した審査員の人数で割り、平均値を求める。

(審査基準)

- ・評価項目、評価の観点、下記のとおりとする。

評価項目	評価の観点	点数
必要性	本事業の趣旨に則った適切なものであり、町内において必要性、重要度が高い業種か（不足業種か）	5・4・3・2・1
優位性	製品の製造及びサービス等に優位性を有しているか	5・4・3・2・1
実効性	遂行できる体制、販売戦略、市場分析、スケジュール、資金計画、活動実績等があるか	5・4・3・2・1
成長性	製品の製造及びサービス等が市場性・成長性を有しているか 本町の経済活性化及び雇用の創出が図られるか	5・4・3・2・1
波及効果	町内・町外の起業希望者の参考となり、それらへの波及効果をもたらすか	5・4・3・2・1
意欲・魅力	事業への取組み意欲があるか 経営者としての魅力があるか	5・4・3・2・1

注1 審査委員会の評価結果を受けて、町長が最終決定する。

注2 町長は予算の範囲内であっても、計画内容により十分な成果が望めないと判断される場合は採択しないことができる。

遠別町起業化支援事業認定申請書

年 月 日

遠別町長 様

〒
申請者 住 所

氏 名 ⑤

遠別町起業化支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、認定を受けたいので、申請書に
関係書類を添えて提出します。

記

1 事業の内容等
事業計画書等のおり

2 事業名

3 事業テーマ名()

4 補助金申請希望額

金 _____ 円 (消費税等含む、百円未満切り捨て)

5 関係書類

- (1) 起業に係る経費の見積書や領収書等の写し
- (2) その他の事業計画に関して、参考となる書類
(会社概要、決算書、製品・サービスの説明資料等)
- (3) 市町村税について滞納のない証明書

第2号様式

事業計画書

1 申請者の概要

氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)		
住所	事務所(事業実施予定地): (市街化区域 市街化調整区域) 自 宅: (個人:事務所及び自宅住所 法人:事務所所在地)	
代表者の職氏名		
起業の日	年 月 日	
資本金・出資金	円	
役員・従業員数等	合計: 名 (内訳) 役員: 名 従業員: 名 パート・アルバイト: 名	
日本標準産業分類 (小分類)	(町内で起業する前)	(起業後)
現在の職業	1 事業主 2 会社員 3 学生 4 無職 5 その他()	
連絡先	TEL	FAX
E-mail		
申請者の経歴		

2 事業計画の概要等

(1) 事業の内容

--

(2) 起業の動機・きっかけ

--

(3) 事業の必要性等(審査の評価項目)

必要性
優位性
実効性
成長性
波及効果
意欲・魅力

(4) 事業実施スケジュール

起業の日から3年間に取り組む主な事業内容と実施時期

(5) 売上・利益等の計画(実績)

起業する(した)月から3期分の売上、売上原価、営業利益、経常利益、従業員数などの計画(実績)

(6) 他の助成制度等の利用状況・予定

補助金の交付申請を行う予定の年度分のみ

(7) 相談機関名

申請書を提出する際に相談した機関名((公財)北海道中小企業総合支援センター、(独)中小企業基盤整備機構など)

3 その他

実現したいこと、将来の展望

第3号様式

収支予算書(初年度・2年度目・3年度目)

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	積算基礎
合計		

支出の部

(単位:円)

経費区分	総事業費	補助対象経費	積算内訳
合計			

これから起業しようとする場合は、3年度分(初年度～3年度目)の収支予算書を別葉に記載してください。